

年末調整について 用意はお早目に

平成25年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズにその作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていきます。しかし、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額(年税額)と一致しないのが通常です。

この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られていますが、実際には年の途中で給与の額に変動があること、②年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があつても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」又は「還付」し精算することが必要となります。この精算手続きのことを「年末調整」といいます。

■年末調整の対象者

一般的に12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し年末まで勤務している人などです。

ただし、本年中の主たる給与の収入金額が2000万円を超える人や、災害により被害を受けて「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人などは年末調整の対象となりません。

下のような変更点がありますので注意しましょう。

- ① 復興特別所得税を源泉徴収することとされました。平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税の額の2・1%相当額が、復興特別所得税として源泉徴収されています。
- ② 給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とするにとされました。
- ③ 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

■昨年と比べて 変わった点

平成25年分の年末調整につきましては、昨年と比べて以



取締役の義務と責任

「善管注意義務」とは

「不作為」が問われるケースも

まずは銀行が暴力団の融資に関与していた問題で、経営陣の責任が問われています。長期間、問題を認識していたにもかかわらず、これを放置した「善管注意義務」に違反した可能性があります。これに併せて同行は、頭取をはじめ多数の取締役を処分しました。取締役には企業経営に対する責任があり、法律上も様々な義務が課せられています。そこで今回は取締役の課せられている「善管注意義務」について考えてみます。

日本では従業員から取締役に昇進する例が多く、従業員と取締役を兼務する「使用人兼取締役」も多いので、つい取締役を従業員の延長線上で考えてしまいがちです。しかし、

●善管注意義務●

—民法—
 民法644条に規定された「善良な管理者の注意義務」の略。善良な管理者とは、会社から経営を委任された取締役を指し、会社に損害を与えないようにする高度な注意義務が求められている。

—会社法—
 会社法355条では取締役は株式会社のため法令や会社の定款、株主総会の決議に忠実に職務を遂行しなければならない「忠実義務」もあると定めている。

従業員と取締役はまったく別の地位であり、その責任は大きく異なるのです。

そして、取締役の善管注意義務とは、「取締役という地位・状況にあるものとして、通常期待される程度に注意深く職務を遂行しなければならない」という義務のことです。分かりやすく言うと、取締役は、単なる従業員とは異なり、会社経営者として高度な知識や能力、経験が必要で、それら駆使して意思決定を行うことが求められていると行うこともできます。

取締役が善管注意義務を怠り、会社に損害を負わせた場合は、会社に対して損害賠償責任を負う場合もあります。

■経営判断の原則■

ただし、会社経営において、その規模を維持し発展させるためには、ときに冒險的な判断をすることが必要となる場合があります。会社経営には多かれ少なかれリスクが伴うのが通常です。そして、その際のリスクが結果的に会社に損害をもたらしてしまうことも十分起こり得ることです。

この場合、取締役の経営判断に基づく事業の失敗が結果的に会社に損害を生じさせたからといって、直ちに取締役の会社への損害賠償責任が認められてしまえばどうなるでしょうか。取締役はそのような責任追及を怖れて委縮してしまい、会社のためになるような利益追求の機会を逃げるような判断をするようになってしまいうでしょう。

そこで、必要となる考え方が「経営判断の原則」です。取締役は、会社の利益のために行動する限り、仮にその行動が失敗したとしても、その失敗自体が善管注意義務違反となるわけではありません。ただし、その行動は合理的な根拠と判断に基づいていることが必要です。合理的というのには、その業界における通常の経営者のレベルを基準にして、ということですから、それなりの高度な

知識や能力を前提にしていることを忘れるべきではありません。

■不作為への責任■

善管注意義務が問われることが多いたのは、積極的ミスというより、むしろ、不作為、つまり会社としてなすべきことをしなかった場合です。

その典型例が「ミスタードーナツ」の食品衛生法事件をめぐるダスキンの株主代表訴訟です。無認可の食品添加物が入った肉まんを販売していると知りながら、担当役員はマスコミの取材までその事実を公表しませんでした。この「積極的に公表しなかった」という行為について、大阪高裁は取締役の善管注意義務違反に当たると認定しました。

■企業倫理の遵守を■

「会社の利益のためには、多少の法律違反は構わない」「法律にさえ違反しなければいい」という発想が多くの不幸を生んできました。このため現在では「法律はもちろんのこと企業としての道徳規範も遵守しなくてはならない」ということが要求されるようになりました。

このような時代背景からすると、取締役の善管注意義務も単に法令の遵守に留まらず、企業倫理の遵守までもが要求されてきたと言えるのではないのでしょうか。



「5S活動」の習慣化を 収益・業務改善に有効

「5S活動」とは、職場の環境改善で用いられるスローガンで、現在、多くの企業がこの活動に取り組んでいます。5Sは「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の五項目を指したもので、各職場において徹底されるべき事項です。企業活動の基礎・基盤を形づくる重要な改善活動であり、5Sを徹底することで、直接的または間接的に様々な効果が期待できます。そこで今回は収益・業務改善に有効な「5S活動」について取り上げます。

5S活動は、単なる整理・整頓を行う美化運動ではなく、企業経営や職場環境を改善することが目的です。具体的に5Sの各項目についてみてみます。

●「5S」とは●

①整理	必要なものと必要のないものを明確に取捨選択すること
②整頓	要るものを使いやすいようにきちんと置き、誰にでも分かるように表示すること
③清掃	掃除をする過程で細部まで保守点検すること
④清潔	「整理・整頓・清掃」の3Sを常に守って維持すること
⑤しつけ	決められたことをいつも正しく守る習慣をつけること

■整理・整頓・清掃・清潔・しつけ

■①整理

不要なものを捨てる。目に見えるもの、見えないもの、一度取捨選択してみるプロセスが重要です。その結果、必要なものだけが残ります。

■②整頓

整理が行われた状態からが整頓になります。これは再配置とも言えます。自分たちが最もやりやすい状態を想定して、残った必要なものを再配置します。全社一丸の取組みが大前提なので、誰が見ても分かるように「表示」をします。

■③清掃

一般的にはゴミ、汚れがないよう拭き掃除などを行うことを意味しますが、5S活動においては、掃除を

してきれいにすることに加え、掃除をする過程で細部まで点検することが含まれます。つまり、汚れがない状態にするだけでなく、職場環境や設備などに不具合がない正常な状態を維持できるように、保守点検する意味も含まれます。表示されているものが正しくその中に収納されているかなどを点検することも清掃です。

■④清潔

上の3つは、「整理する」「整頓する」「清掃する」ですが、これだけは、「清潔」とは言いません。清潔にするとは、「整理・整頓・清掃を守って維持する」状態のことを言います。当然ここにチェックするとう仕組みが入ってきます。

■⑤しつけ

決められたことを、決められたとおり正しく実行できるように習慣づけること。作業は決めた基準どおりに常に実行することです。

■5Sがもたらす効果

5Sの効果とは、企業体質や活動内容で異なりますが、一般的には「コスト削減」や「生産性向上」、「従業員教育」など様々な成果を上げることが可能です。

①仕事の効率アップ

場当たりに置いた要らないモノ

が、社員を動きにくくし、仕事の効率を低下させたり、ひいては売上の低下を招いてしまいます。

②在庫回転率のアップ

要るモノ、要らないモノをハッキリと分け、過剰在庫と過剰な置き場を排除することで、今まで見えなかった問題を表面化させます。

③サービスの質のアップ

社員が会社にあるものを一目で見つけられ、使えて、戻せるようになれば、行き届いたサービスは提供できません。

④社員のモチベーションのアップ

職場をキレイにすると、社員一人ひとりに「キレイな職場を維持しよう」という気持ちが生じます。会社のキレイさは、社員一人ひとりの心のキレイさになります。

「5S活動」は、それそのものが目的ではなく、5Sを通じた全社的な改善運動です。当たり前のことをルーティン化し、全社員で徹底的に実行し、点検し、改善策を講じるという経営活動そのものであるからこそ業務改善・業績アップにつながるのです。年末に職場の大掃除をする企業も多いと思いますが、これを機会に5S活動に取り組んでみてはいかがでしょうか。



「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲の拡大

先の平成25年度税制改正において印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書のことをいいます。

つまり、「領収証」、「受取書」、「レシート」や「お買上票」などで、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

現在、領収証等については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が「5万円未満」へ引き上げられます。よって、同日以降に発行の5万円未満の領収証等は印紙の貼り付けが不要になります。

また、印紙税の非課税範囲の拡大を前に改めて確認が必要なのが領収証等における「消費税の記載」です。

領収証等の記載金額について消費税額が区分記載されているなど、その取引にあたって課されるべき消費税額が明らかとなる場合には、その消費税額の金額は領収証等に記載された受取金額に含めないこととされています。

例えば、平成26年4月1日以降の領収証等に「領収金額51840円（うち消費税額3840円）」と記載（商品代金48000円、消費税率は8%で計算）したとします。この場合では、消費税額の3840円は記載金額に含めないで、記載金額が5万円未満となり印紙を貼る必要はありません。

しかし、消費税額を記載せずに、「51840円（消費税込み）」などと記載した場合には、5万円以上となり印紙を貼る必要が生じますので注意が必要です。

12月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（25年6月～11月分）の納付 納期限…12月10日
- ★7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日
- ★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…平成26年1月6日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成26年1月6日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税） 申告期限…平成26年1月6日
- ★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…平成26年1月6日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成26年1月6日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…平成26年1月6日

一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…12月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…平成26年1月6日

「やられたらやり返す。倍返しだ！」は今年大ヒットしたドラマ「半沢直樹」の決め台詞で、流行語にもなった。そして今、日本経済の「倍返し」にも期待が高まっている。▼日経平均は昨年8200円台という安値を付けたが政権交代後、アベノミクスが出てきたことで日本は息を吹き返すようなムードに包まれた。5月には15600円台とは倍返しとなった。つまり株価に関してはすでにその目標を達成しつつあるわけだが、これはあくまでも2012年の安

日本経済の「倍返し」なるか

値との比較である。▼円安の影響で製造業を中心に経済復活の動きが出ている。三菱電機は、これまでのリストラ重視の経営から「選択と集中」による「攻めの経営」に転換。エアコンや冷蔵庫など白家電から液晶テレビまで家電7種類を制御できる特色を訴え、スマートハウス事業に本腰を入れ始め、CM投入量も倍増させた。▼バブル崩壊後、長期間にわたり停滞した日本のマインド。「攻めの経営」により日本経済の「倍返し」を期待したい。